

告 示

埼玉県告示第六百七十四号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和八年十月二日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県入間市大字新光一五九番

二 保安林として指定された目的

耕地の防風

三 解除の理由

指定理由の消滅